



第2章 安全で安心な潤いのあるまち

1 安全に暮らせるまち

施策10 市民と一体となった防災・消防体制の整備と充実

【現況と課題】

雑木林や農地等の緑地は、避難路や避難場所の確保、震災時の火災による延焼防止など市街地において防災面で重要な役割を果たします。清瀬市では近隣市より高いみどり率を保っていることから、これらの貴重な防災空間を活用し、災害に強い安全な都市構造の整備に努める必要があります。

また、高齢化が進むなかで、災害弱者に対する救助救急体制の整備を図っていくことが重要になっています。

「自助・共助・公助」の基本理念に立って、地域における災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策、初動体制、情報収集と伝達、避難場所の運営管理、被災者・ボランティアの受入れなど、市民参加による防災体制を築くとともに、火災や救急への的確かつ迅速な対応ができるよう地域のネットワーク化が必要です。

【施策と基本事業】

施策10：市民と一体となった防災・消防体制の整備と充実

- └基本事業 防災危機管理体制の確立
- 防災都市づくりの推進
- 消防力等の強化
- 被災者対策の充実

【基本事業の方向】

防災危機管理体制の確立

地域防災計画については毎年必要な修正を行ない、実効性のあるものとし、寝たきり等の高齢者や障害者・乳幼児等の災害時要援護者を援護するための地域体制の確立に努めます。

また、市民・地域・市および防災関係機関が、それぞれの役割と責任のもとに相互に連携・協働して防災対策を着実にを行うことにより、安心して生活することができる地域社会を実現します。防災関係機関との協力体制を一層強化し、防災意識啓発のための防災訓練の実施や災害活動ボランティアの育成を図るとともに、地域の防災組織を確立します。

みどり率…ある地域における、樹林地、草地、農地、宅地内の緑（屋上緑化を含む）、公園、街路樹や、河川、水路、湖沼などの面積がその地域全体の面積に占める割合



< 主な取り組み内容 >

- 防災意識の高揚と防災知識の普及啓発
- 防災訓練の推進
- 家庭や地域での防災対策の推進
- 自主防災組織の育成
- 災害時要援護者対策の推進

防災都市づくりの推進

台風や地震などによる自然災害からの被害を未然に防止・軽減するため、災害発生時に防災拠点となる公共施設、避難場所周辺や市街地の不燃化、耐震化を促進する「耐震改修促進計画」を策定し、事業の推進を図ります。また、避難場所等を市民に周知するための広報や標識の整備を行ないます。さらに、災害時の地域における暮らしの復興全般（医療、保険、消費生活、福祉、学校教育等）に対する取り組みと、ライフラインの確保が速やかに行われるよう、「再建計画」や「行動マニュアル」を作成し、防災都市づくりを推進します。さらに、家具転倒による被害を未然に防止するため、家具転倒防止対策の充実を図ります。

< 主な取り組み内容 >

- 避難場所・避難道路の整備
- 公共建築物の耐震化の促進
- 住宅の耐震化の促進
- ライフラインの早期復旧体制の整備
- 防災農地協定の推進
- 家具転倒防止対策の充実

消防力の強化

核家族化や高齢化など社会情勢の変化とともに複雑、多様化する火災や救急に的確かつ迅速に対応できるよう、自主防災組織や専門機関との連携等により消防力の強化と救急体制を整備充実します。

消防団は、消防署と連携し、初期消火、延焼防止及び救出救護活動等に従事し、地域防災の中核として重要な役目を担っています。そのために消防団員の定数確保や分団器具置き場・無線の整備をします。

< 主な取り組み内容 >

- 消防団の活動体制の強化
- 消防水利の整備



被災者対策の充実

災害時には、建物・施設構造物やブロック塀の倒壊をはじめ看板・窓ガラス等の落下・火災等により、多数の救助・救急を要する事態の発生が予想されます。市民が自らの安全を確保するとともに、日頃から支え合い災害発生後には、互いに助け合う「共助」の取り組みを進め、関係機関が連携・協力体制を確立し、迅速・的確に対応することにより、救助・救急救命活動の万全を期すよう努めます。

また、生活の安定を早期に回復できるよう、被災者に対する生活相談、援護資金・住宅資金の貸付、職業のあっせん等の体制を整えます。

< 主な取り組み内容 >

- 医療救護体制の充実
- 地域等における相互支援体制の確立
- 救急救命講習の実施
- 被災者の救済、被災後の心のケア対策
- 防災倉庫の充実と備蓄品の確保

施策11 交通安全対策の充実

【現況と課題】

高齢社会の進展に伴い、交通事故に占める高齢者の割合が高くなってきており、高齢者の交通安全対策は喫緊の課題となっています。

また、自転車利用者の交通ルール違反、マナーの低下等の問題も生じてきていることから、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践など交通安全意識の高揚を図り、歩行者、自転車等利用者、ドライバー等が身近な交通安全について考え、交通事故のない交通環境づくりを行っていく必要があります。

【施策と基本事業】

施策11：交通安全対策の充実

- └ 基本事業 交通安全意識の普及、啓発及び教育
安全な交通環境の整備

【基本事業の方向】

交通安全意識の普及、啓発及び教育

子どもから高齢者までのだれもが交通災害から身を守れるよう、関係機関と連携し、安全対策や安全確保のための意識の普及徹底を図ります。



<主な取り組み内容>

- 交通安全協会の支援
- 自転車安全利用の推進
- 関係諸機関との連携
- 児童、高齢者の交通安全教育の推進

安全な交通環境の整備

交通事故を未然に防ぎ、円滑な通行ができるような交通環境を確保するため、バリアフリーの観点に立って、道路、歩道の整備、バス停留所の安全確保など、交通安全対策の充実を図ります。

また、通行の障害となる駅周辺の放置自転車については、今後も引き続きその対策を講じていく必要があります。

<主な取り組み内容>

- 放置自転車対策
- 駐輪場の整備・拡充
- 交通安全施設の整備

施策12 地域生活の安全確保

【現況と課題】

携帯電話、パソコン等の普及によりインターネットへの接続が加速し、それに伴いインターネットに絡むトラブルやサイバー犯罪 など、複雑・多様化した生活犯罪に未成年者や高齢者が巻き込まれるケースが年々増加してきています。このようなことから、地域の安全が大きく脅かされ、市民生活に不安を招いています。

市民が安全に安心して暮らせるよう、防犯意識の高揚を図り、地域における自主的な防犯パトロールの実施など、防犯協会、自治会、青少年問題協議会及び保護司会等との連携を強化し、犯罪が発生しにくい環境の整備が重要です。

【施策と基本事業】

施策12：地域生活の安全確保

- └ 基本事業 防犯意識の高揚
防犯体制の充実



【基本事業の方向】

防犯意識の高揚

広報等により市民への防犯対策の周知や、防犯意識の啓発に努めるとともに、犯罪に関する正確な情報の提供を行ないます。

< 主な取り組み内容 >

- 防犯意識の啓発
- 防犯情報、不審者情報の提供
- 薬物乱用防止啓発活動の推進

防犯体制の充実

犯罪のない明るい地域を目指し、警察や関係機関との連携の強化や、自治会等による自主防犯活動を支援します。

また、防犯灯や道路照明等の整備や管理の徹底により、犯罪につながる都市の死角や要因を取り除きます。

< 主な取り組み内容 >

- 防犯連絡体制の強化
- 防犯灯、道路照明の整備
- 交番の設置の要請
- 自主防犯活動の啓発・支援



施策13 消費者の保護と安全な消費生活の確保

【現況と課題】

多種多様な商品・サービスがあふれるなか、消費者がトラブルに巻き込まれる事例が多発しており、消費生活センターに寄せられる相談件数は年々増加しています。相談内容も、従来の商品の品質や安全性に関する相談から、最近は、商品の販売方法から契約、不当請求や多重債務等に関する相談が多くなり、より複雑化してきています。

豊かな消費生活を享受できる一方、悪質商法の巧妙化や電子商取引犯罪、バイオ食品に関する健康不安など、新たな問題が発生してきています。

市民が安心して暮らせるよう、消費生活センターを中心とした、社会情勢に即した生活情報の発信や被害を未然に防ぐための予防・啓発、救済対策の充実が求められています。

【施策と基本事業】

施策13：消費者の保護と安全な消費生活の確保

- └基本事業 情報提供と意識の啓発
- 消費者被害の防止・救済
- 自主活動支援

【基本事業の方向】

情報提供と意識の啓発

商品の安全性や契約方法など、消費生活を営む上で必要な知識や判断力を身につけるため、消費生活に関する講座や展示等を充実するとともに、消費者が権利と責任を持って主体的に行動できるように意識啓発に努めます。

<主な取り組み内容>

- 消費生活講座・消費生活展の充実
- 消費生活情報の提供

消費者被害の防止・救済

近年、若年者や高齢者が被害を受けるケースが増えてきていることから、東京都消費生活センター等関係機関との連携を図りながら、悪質な事業者との交渉等を行ない、被害にあった消費者の救済に適切かつ迅速に対応します。また、消費者被害を最小限に食い止めるため、地域自治会・民生委員等との情報ネットワークづくりに努めます。

<主な取り組み内容>

- 消費者被害未然防止啓発



- 消費者相談の充実・出前講座の活用
- 関係機関団体の連携推進

自主活動支援

消費生活センターを拠点として学習している消費生活グループ等の自主的な活動を支援するとともに、地域における消費者リーダーの育成を図ります。

<主な取り組み内容>

- 消費生活グループ等への支援
- 消費者リーダーの育成



2 健康で明るく暮らせるまち

施策14 いきいきと生活できる環境の整備

【現況と課題】

市民が健やかでいきいきとした社会を築いていくためには、疾病の早期発見・早期治療にとどまらず、健康増進や「一次予防」に重点を置くことが重要です。

近年、食生活の変化や生活様式の変化によって、今まで正常だった代謝機能に、異常や不調が発生し、様々な生活習慣病を引き起こすもととされるメタボリックシンドローム（代謝症候群）の概念が導入されました。内蔵脂肪型肥満を改善することにより、生活習慣病の予防や進行に対して効果があるといわれていることから、「健康増進計画」を策定し、保健・医療・福祉の連携のもとに、市民の健康づくりを推進していく必要があります。

【施策と基本事業】

施策14：いきいきと生活できる環境の整備

- └基本事業 健康づくりの総合的・計画的な推進
- 健康づくりの体制の整備

【基本事業の方向】

健康づくりの総合的・計画的な推進

生涯にわたり健やかな生活を送れるよう、新たに「健康増進計画」を策定し、地域の特色を活かした、生涯の各世代に応じた目標設定を行ない、市民一人ひとりの健康づくり、健康寿命の延伸、生活の質の向上を図ります。

<主な取り組み内容>

- 市民健康教育の実施
- 健康に関する知識の普及・啓発
- 介護予防の推進
- 食育の推進
- 心の健康づくりの推進
- 口腔の健康づくりの推進

健康づくりの体制の整備

市民のそれぞれの世代に応じた健康づくりを推進していくため、市民の健康に対する意識の把握に努め、必要な情報の提供や健康づくり施策を行うなど、健康づくりに



必要な支援をします。

また、健康づくりのための自主グループの育成や関係諸機関との連携により、地域における総合的な健康づくり支援体制の整備を図ります。

< 主な取り組み内容 >

- 健康づくり推進員活動の支援
- 健康づくり自主グループの育成
- 健康づくり関係諸機関との連携の推進
- 生活習慣病予防対策事業の充実
- 情報提供や相談の場の設置

施策15 安心できる保健・医療体制の整備

【現況と課題】

生活習慣病予防・介護予防を前提に、「かかりつけ医」の定着を図り、市民一人ひとりが継続的に生活習慣を改善し、体力の維持、増進や病気を予防していくことが重要です。

また、誰もが健やかに暮らしていけるよう、出産や育児不安の解消・乳幼児の救急医療体制の整備等の母子保健対策の充実や、生活習慣の改善による疾病予防、検診による疾病の早期発見・介護予防等の成人保健対策等の充実を図る必要があります。

【施策と基本事業】

施策15：安心できる保健・医療体制の整備

- └ 基本事業
 - 保健サービス施設等の整備・充実
 - 成人保健対策の充実
 - 母子保健・子育て環境づくりの推進
 - 心の健康づくり対策の充実
 - 地域医療体制の整備
 - 感染症予防及び健康危機管理対策の充実

【基本事業の方向】

保健サービス施設等の整備・充実

誰もが必要に応じて適切な保健サービスを受けられるよう、健康センターやスポーツ施設など健康づくりの拠点となる施設・設備の充実や専門的指導体制の充実を図り、自主的に健康づくりが行えるような環境の整備を図ります。



< 主な取り組み内容 >

- 健康センター健康増進事業の充実
- 各種保健・健康づくり事業の充実

成人保健対策の充実

メタボリックシンドロームの予防を中心に、生活習慣病の予防対策等、健康づくり事業を実施するとともに、医療保険制度改革に対応した体制の充実を図ります。また、寝たきり・認知症予防等の健康教育の充実に努めます。

< 主な取り組み内容 >

- 生活習慣病の予防対策の充実
- がん検診等の充実
- 寝たきり・認知症予防等健康教育の充実

母子保健・子育て環境づくりの推進

安心して子どもを産み育てることができるよう、医療機関、保健所等関係機関との連携を強化するなど、環境づくりに努めます。

< 主な取り組み内容 >

- 乳幼児健診・相談、保健・栄養・歯科指導の充実
- 母子保健関係機関との連携強化
- 産前・産後支援の充実

心の健康づくり対策の充実

心の健康についての個別相談の実施や関係諸機関との連絡・調整を強化し、精神保健福祉体制の充実を図ります。

< 主な取り組み内容 >

- 心の健康づくり相談の充実

地域医療体制の整備

日常生活の中で必要な医療を提供できる体制を整備するため、保健医療福祉サービスの更なる向上を図り、市内の医療機関・福祉施設・大学との連携により、保健情報システムづくりや地域ケア体制の確立に努めます。

また、地域医療体制の確保のため、医師会、東京都等関係機関との連携に努めます。

< 主な取り組み内容 >

- 保健・医療・福祉等関係機関との連携
-



- 地域医療体制の確立
- 休日準夜間等の救急医療体制の充実
- かかりつけ医の定着化の推進

感染症予防及び健康危機管理対策の充実

結核・エイズ等の感染症への予防対策を推進するとともに、世界的な流行が心配される新型インフルエンザに対しては健康危機管理の一環として行動計画等を策定し、医療機関、保健所等関係機関との連携強化を図ります。

< 主な取り組み内容 >

- 結核、エイズ等感染症予防対策の推進
- 新型インフルエンザに対する危機管理行動計画等の策定



3 福祉が充実したまち

施策16 地域福祉の充実

【現況と課題】

地域や家庭の形態、機能の変化に伴い、福祉をとりまく状況は複雑化し、市民の福祉に対するニーズも多様化、高度化しています。このような中、誰もが地域でいきいきと暮らしていくためには、必要なサービスを必要な時に受けることができるような体制をつくる必要があります。

清瀬市では、「清瀬市福祉総合計画」に基づき、福祉サービスを安心して利用できる仕組みづくり、市民、行政、関係機関・団体等との連携・協働の上、各種福祉政策を推進しています。

しかし、すべての福祉に対する需要を公的サービスでまかなうには限界があり、援助を必要とする人が地域や家庭で、安心して充実した生活を送るためには、市民の相互援助による互いに支えあう地域福祉の役割をより高めていくことが求められています。

すべて市民が年齢や障害の有無などを超えて相互に尊重しあい、ともに生きる意識を醸成し、行政と市民、地域や民間福祉団体が適切に役割を分担し、公的サービスと補完しながら、地域福祉の更なる充実を図るため、地域全体で支えあい・助けあう仕組みづくりを進めていくことが必要です。

【施策と基本事業】

施策16：地域福祉の充実

- └基本事業 地域福祉の推進
 - 相談支援体制の充実
 - 後見支援体制の充実と福祉サービスの向上
 - NPO等福祉団体、関係機関との連携・協働の推進
 - 社会参加の促進

【基本事業の方向】

地域福祉の推進

すべての市民が住みなれた地域の中で安心して暮らすため、保健・福祉・医療を取り巻く環境の変化に柔軟に対応した保健福祉の総合的な計画を策定し、地域福祉の推進を図ります。また、地域や家庭で適切な保健福祉サービスを利用でき、誰もが安心した生活を送ることができるよう、自助・共助・公助の視点をもって、市民と行政との協働を基に、様々な主体による支えあいによるしくみづくりを推進します。



< 主な取り組み内容 >

- 地域福祉の計画的な推進
- 保健福祉の総合的な推進
- 声かけ・見守り活動の推進

相談支援体制の充実

複雑かつ多様化してきている保健福祉に関する相談に柔軟に対応するため、相談支援体制のさらなる充実を図ります。

< 主な取り組み内容 >

- 子ども、高齢者、障害者等に対する相談支援体制の充実
- 保健・福祉・医療の連携推進

後見支援体制の充実と福祉サービスの向上

地域で支えあう福祉社会を目指して、地域福祉の中核を担う社会福祉協議会の基盤強化を継続して行ない、地域における福祉サービス等の情報収集と発信、子ども、高齢者、障害者等への権利擁護相談等の充実を図ります。

< 主な取り組み内容 >

- 福祉サービス等情報の提供
- ボランティアセンターの運営の充実
- 地域ケアネットワークの推進体制構築
- 「福祉サービス第三者評価システム」の活用
- 成年後見人制度等の権利擁護の啓発、普及
- きよせ権利擁護センター「あいねっと」の運営の充実

NPO等福祉団体、関係機関との連携・協働の推進

NPO等福祉団体及び福祉サービス提供事業所など関係機関との連携・協働を進めます。

< 主な取り組み内容 >

- NPOと各福祉団体への支援
- 福祉サービス提供事業所や各種団体との連携・協働

社会参加の促進

高齢者や障害者等が、住み慣れた地域で安心していきいきとした生活が営めるよう、自立を促すための機会を設け、社会参加活動の促進を図ります。



< 主な取り組み内容 >

- 各種関係団体の育成と支援
- 地域・世代間交流の場の拡充

施策 17 障害者の自立生活支援

【現況と課題】

障害者が地域の一員としていきいきと日常生活を送るためには、自立や社会参加を促進していく支援体制を整備していく必要があります。

コミュニケーションや移動の円滑化を図る施策の推進により、障害のある人となない人が学校、職場、地域の中で交流を図り、たとえ障害があっても、適切な支援があれば、地域の中で暮らし、一般の職場で働けることを理解し、支え合いながら暮らす地域社会を実現するため、障害者が地域において自立した日常生活が営めるよう、相談支援体制の充実、日中活動の確保によるサービス提供基盤の整備、入所施設から地域生活への移行、就労支援施策を展開します。

【施策と基本事業】

施策 17：障害者の自立生活支援

- └ 基本事業 相談体制の充実
 - 障害者福祉サービスの整備・充実
 - 地域生活支援事業の推進

【基本事業の方向】

相談体制の充実

障害のある方々が地域において自立した日常生活または社会生活を営むためには、障害者福祉サービスの提供体制の充実とともに、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援（福祉サービスの利用援助、権利擁護のための支援、専門機関の紹介、ケアマネジメント等）が必要であり、中立・公平な立場で適切な相談支援が実施できる体制の充実を図り、地域自立支援協議会を中心に、地域の関係機関による相談ネットワークの構築を進めます。

< 主な取り組み内容 >

- 相談支援事業者の育成・充実
- 地域自立支援協議会の運営
- 障害者福祉サービスの利用に関する情報提供、助言



障害者福祉サービスの整備・充実

障害の種別にかかわらず、また、障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で暮らせるよう障害者福祉サービスの整備・充実を図ります。特に、心身の発達にかたより、遅れ、もしくは障害のある子ども、またはそれら疑いのある子どもの相談、療育支援（通園等）について、子ども、保護者や家族、関係者に対し、早い時期から相談や療育の場を提供するため、子ども発達支援療育等体制の整備を行ないます。

また、障害のある人たちを保護するだけでなく、さまざまな社会参加の機会を提供し支援するため、地域における福祉と雇用を連動させる新たな中核機関として「障害者就労支援センター」の機能を充実するとともに、養護学校や保健医療機関、ハローワークや訓練校といった関係諸機関との連携を強化し、障害のある人たちの自立と社会参加を進めていきます。

< 主な取り組み内容 >

- 子ども発達支援療育体制の整備
- 障害者就労支援センター「ワークルきよせ」の機能充実
- 卒後対策の充実
- 関係諸機関・諸団体との連携強化

地域生活支援事業の推進

障害のある人たちが障害の種別にかかわらず、自ら望む生活を選択し、可能な限り地域での生活続けるために、地域での支援体制を整備する必要があります。それには障害のある人たちを保護するだけでなく、さまざまな社会参加の機会を提供し支援することが重要であり、地域との交流を持ち、障害者がその有する能力や適性に応じて、自立した日常生活・社会生活を営めるよう地域生活支援事業を推進します。

また、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため、意思の伝達に支援が必要な方に対して、手話通訳者・要約筆記者を派遣し地域生活におけるコミュニケーションの円滑化を図ります。

< 主な取り組み内容 >

- コミュニケーション事業の充実
- 地域活動支援センターでの交流事業等の促進



施策18 高齢者が安心して暮らせる地域社会の構築

【現況と課題】

急速に高齢社会が進展するなか、質の高い保健・福祉・医療サービスの提供や連携強化にあわせ、健康づくりや介護予防をさらに推進していく必要があります。また、一般の高齢者や「自立」と認定された高齢者や家族等介護者に対する援助、寝たきりや認知症予防、一人暮らし高齢者等に対する支援、地域での助け合い支えあい等の課題解決のため、市民との協働関係の構築も踏まえ、長期的な取り組みが必要となります。

また、介護保険制度は、平成18年4月から介護予防を重視したしくみへと転換され、新たに地域密着型サービスや地域包括支援センター等の仕組みが導入されました。これにより介護予防を重視した多様なサービス提供並びに推進体制の拡充を図っていく必要があります。

【施策と基本事業】

施策18：高齢者が安心して暮らせる地域社会の構築

- └基本事業 相談ネットワーク体制の確立
- 高齢者の社会参加活動の推進
- 介護保険制度の円滑な運営
- 高齢者保健福祉施設の整備・充実

【基本事業の方向】

相談ネットワーク体制の確立

高齢者やその家族等が、身近な場で気軽に相談できるよう地域包括支援センターをはじめ関係事業所との相談ネットワーク体制の確立を図ります。また、高齢者福祉に関わる市民や団体、NPO、介護サービス提供機関との連携により総合的な福祉施策を展開します。

< 主な取り組み内容 >

- 相談ネットワーク体制の充実
- 介護等サービス提供機関及びNPO等関係機関との連携

高齢者の社会参加活動の推進

高齢者が家庭や地域で快適に生活出来るよう、介護予防の視点に立ち、就労あっせん、健康づくり、生涯学習、スポーツ・レクリエーションの機会と異なる世代との世代間交流の場を充実し、積極的な社会参加を推進します。



< 主な取り組み内容 >

- シルバー人材センターへの支援
- 老人クラブの育成
- 学習講座の充実と社会活動参加の推進

介護保険制度の円滑な運営

高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるよう、介護保険制度で創設された予防重視型の地域支援事業を推進し、元気な高齢者や介護保険対象になるおそれのある高齢者向けの各種サービスを展開する中で、その中核となる地域包括支援センターの充実を図り、介護認定で要支援や要介護となった方に対しては、サービス提供事業所等との連携を促進し、一人暮らし高齢者や認知症高齢者等に対して、地域においても支えあうことのできるしくみづくりを進めるとともに、介護保険計画等に基づき、介護給付費の適正化や健全な財政運営を図ります。

< 主な取り組み内容 >

- 介護予防重視型施策の充実
- 地域包括支援センターの充実
- 認知症サポーターの養成等
- 介護給付費等の適正実施

高齢者福祉施設の整備・充実

高齢者が住み慣れた地域で、安全で快適な生活が営めるよう、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、小規模多機能型施設や認知症グループホーム等の整備誘導や各市民センター老人集会室や老人いきいの家の有効活用を図ります。

< 主な取り組み内容 >

- 公共施設等のバリアフリー化の促進
- 小規模多機能型施設の整備誘導
- 認知症グループホーム等の整備誘導
- 各市民センター老人集会室及び老人いきいの家の有効活用



施策19 生活困窮者の自立生活支援

【現況と課題】

高齢化、傷病・障害、多重債務等多様化する原因で生活に困窮する世帯が増加傾向にあります。また、近年、稼働能力があっても不安定な職業経験しかないことなどが就労への障壁となる新たな要因が問題となっています。

こうしたなか、市民が健康で文化的な生活が送れるようセーフティネットとしての生活保護制度を適正に運用するとともに、生活支援及び貸付制度等により、就労による経済的な自立支援だけでなく、身体や精神の健康を回復・維持、生活管理等、日常生活において自立した生活を送ること等を目指す支援策を幅広く用意し、世帯の自立助長に効果的な支援を行う必要があります。

【施策と基本事業】

施策19：生活困窮者の自立生活支援

- └基本事業 生活相談体制の充実
生活援護の充実

【基本事業の方向】

生活相談体制の充実

日常の生活相談・助言等による各種援護を充実させ、自立生活への支援を推進します。

<主な取り組み内容>

- 面接専門相談員の配置
- 各種貸付制度の効果的な運用

生活援護の充実

福祉・医療・保健部門等との密接な連携を図り、生活困窮世帯の生活向上と安定を図ります。また生活保護制度に該当する生活困窮世帯に対し、適正な保護を実施し、ケースワーカーをはじめ、就労・退院・健康管理の各支援専門員による援護を充実させ、経済的・社会的・家庭内自立に向けた効果的な支援を推進します。

<主な取り組み内容>

- 生活援護、指導体制の充実
- 各専門員による生活援護策の適用



施策20 安心して生活できる社会保険制度の充実

【現況と課題】

将来、誰もが安心して給付が受けられるよう社会保険制度の普及・啓発に努めるとともに、国民年金への未加入者に対する加入促進や保険料未納者に対する納付勧奨を行ない、無年金者をなくしていく必要があります。

国民健康保険は、加入者の構成が高齢者社会を迎えて制度発足当時と大きく変化し、医療費も年々増加傾向にあり、その運営は非常に厳しい状況にあります。こうしたなか、将来にわたって国民皆保険制度を堅持するため、被保険者に対する特定健診・保健指導などの予防対策を実施し、健康づくり施策や疾病予防活動、医療に対する意識の啓発等を通して、市民の健康保持・増進と医療費の増加抑制に努めるとともに、財政基盤の強化を図るため、保険税の適正化や収納率の向上に努めていく必要があります。

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）は、東京都後期高齢者医療広域連合が主体となっていますが、地域に密着した高齢者の身近な窓口として広域連合と連携し、高齢者が安心して医療が受けられる体制をつくっていく必要があります。

【施策と基本事業】

施策20：安心して生活できる社会保険制度の充実

- └基本事業 国民年金制度の普及
- 国民健康保険事業の安定的運営
- 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の充実

【基本事業の方向】

国民年金制度の普及

国民年金制度の普及のため、相談業務の充実と広報広聴機能を活用し、社会保険制度の重要性を訴え、年金未加入者・未納者に対する啓発に努めます。また、安心して暮らせる年金の実現に向けて制度の充実を国に要請します。

< 主な取り組み内容 >

- 年金制度趣旨の普及
- 未納者の納付勧奨
- 年金制度の改善要請

国民健康保険事業の安定的運営

清瀬市において国保被保険者数は、平成19年4月1日現在29,655人であり、市の人口全体に占める割合は約40.9%となっています。増加する医療費の状況を的確に把握し、資格確認やレセプト点検の強化、さらには、保険者に義務付けられた特定



健診・保健指導などの予防医療を重視し、医療費の増大を防ぐ適正化対策を推進し、国民健康保険事業の安定的運営を図ります。また、負担の公平の観点から、適正な保険税の賦課や収納率の向上による財源の確保を図るとともに、国や東京都に対して制度の見直しと財政力の強化を要望します。

また、市民が生涯にわたって生活の質の維持・向上を図っていくためには、糖尿病、高血圧症、脂質異常症等の発症の予防、そして重症化や合併症への進行の予防に重点を置いた効果的な取り組みが重要であり、特に、若い世代の健診受診者を増やし、自分自身の健康状態を知り、継続した自己管理をしていくことができるよう支援することが急務となっています。

< 主な取り組み内容 >

- 資格確認及びレセプト点検の強化
- 医療に対する意識の啓発
- 保険税の適正賦課及び収納率の向上
- 国民健康保険制度の改善要請
- 特定健診・保健指導の充実

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の充実

高齢社会を迎え、増大する老人医療費に対応するため、互助精神に基づき、老人医療費を負担する現役世代と高齢者世代との負担の公平化を実現し、後期高齢者のQOL（生活の質）を重視した医療サービスを広域連合と連携してその充実を図るとともに、国や東京都に財政的援助等を要請します。

< 主な取り組み内容 >

- 相談窓口の充実
- 被保険者の健診体制の充実
- 保険料の収納率向上
- 長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の財政的援助等の要請